

(別表)

補助金名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
中東等産油・産ガス 国投資等促進事業	(1) 中東ビジネス等促進事業	旅費、保険料、借料及び損料、補助事業に直接従事する者の人件費、補助要員費、滞在費、交通費、会議費、資料購入費、通訳翻訳費、委託費・外注費、印刷製本費、会場費、通信運搬費、諸謝金、広報費、保守費、消耗品費、備品費、車両借上費、国内拠点運営費、海外拠点運営費、その他補助事業を行う上で特に必要と認められる経費	定額又は 1／2
	(2) 中東イノベーション等促進事業	旅費、保険料、借料及び損料、補助事業に直接従事する者の人件費、補助要員費、滞在費、交通費、会議費、資料購入費、通訳翻訳費、委託費・外注費、印刷製本費、会場費、通信運搬費、諸謝金、広報費、保守費、消耗品費、備品費、車両借上費、国内拠点運営費、海外拠点運営費、その他補助事業を行う上で特に必要と認められる経費	定額

注：1. 上表の(1)及び(2)の事業中、「サウジアラビア」、「アラブ首長国連邦」及び「イラン」に関連する事業に定額補助を適用するものとする。また、その他の国・地域に関しては、経済産業省が承認した事業のみ、定額補助を適用するものとする。

2. 上表の(1)においては、①調査・情報収集（投資促進等調査、ジョイントベンチャーパートナー発掘調査、投資案件にかかる個別市場調査、等）、②情報発信・普及活動・ミッション（広報事業、ミッション派遣、ミッション受入、等）、③環境整備（専門家派遣、投資促進協議会、投資促進展示会、投資促進セミナー（国内・海外）、要人招へい、閣僚級フォーラム・シンポジウム、等）、④人材育成支援（現地研修、現地派遣、国内研修、国内受入、技術指導、等）、

(2)においては、①調査・情報収集（投資促進等調査、投資案件にかかる個別市場調査、等）、②情報発信・普及活動・ミッション（広報事業、ミッション派遣、ミッション受入、等）、③環境整備（専門家派遣、投資促進展示会、投資促進セミナー（国内・海外）、要人招へい、閣僚級フォーラム・シンポジウム、等）に係る事業を実施することを前提とする。